

議 事 録

会 議 名	令和 7 年 第 8 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 7 年 8 月 2 5 日(月)午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：1 番 大久保泰明 2 番 金子イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 5 番 福岡 喜輝 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 計 8 名		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：吉田慎也 主査：岸大吾 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 非農地証明願について 日程 第 2 農地法第 4 条（知事） 日程 第 3 農地法第 5 条（知事） 日程 第 4 農用地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約） 日程 第 5 農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約） 日程 第 6 農地法第 4 条（届出） 日程 第 7 農地法第 5 条（届出）		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和 7 年 第 8 回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、いません。 出席委員は 8 名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、3 番と 4 番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第 1、非農地証明願について、議案番号 7 3 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：（議案番号 7 3 号を朗読） （説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山地区にある調整区域内農地 1 筆です。申請地は、航空写真の状況から少なくとも平成 2 7 年から駐車場であります。農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地種別は、第 2 種農地です。当該地は農地への復元が難しく、他の農地に影響はないと思われますので、非農地証明交付はやむを得ないとなりました。 会 長：続いて、地区担当農業委員である 5 番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5 番：道路沿いで養鶏場跡地です。現在は駐車場に使われているようですが、コンクリート舗装されていて、復元も難しいので、問題ないと思います。 会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 7 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）		

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号73号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第2、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号74号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号74号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり小動地域内にある市街化調整区域内農地1筆の一部で、転用事業の内容は農家住宅です。既存の住宅が老朽化により、建て替えが必要となったため、既存の住宅が建っている土地を売却し、申請地を転用した上で、新たに農家住宅を建てるというものです。申請者は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第1種農地です。許可の基準としては、原則許可しなとなりますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置するものに該当するため、例外的に許可できることとなっています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である3番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3番：8月14日現地確認しました。申請地はきくの郷のすぐ隣にあります。既存住宅もだいぶ老朽化しているようですし、やむを得ないと思います。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号74号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号74号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第3、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号75号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号75号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり宮山地区にある市街化調整区域内農地1筆で、転用事業の内容は、貸資材置場及び貸車両置場です。近隣で貸地事業を営む会社が譲受人となって、近隣に整備工場を持つ会社に車両置場として貸したいということから農地転用許可申請に至りました。譲受人は、転用工事を実施する資力があり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる農地区分は、第3種農地です。許可の基準としては、原則許可となります。

会 長：続いて、地区担当農業委員である5番から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5番：隣地も駐車場に使われていますし、第3種農地なので問題ないと思います。

会 長：それでは、これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号75号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号75号は、原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。次に日程第4及び日程第5、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案番号76号、77号と79号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号76号、77号及び79号を朗読）

（説明）当該地は岡田地区にある調整区域内の農地1筆と大蔵地区にある調整区域内農地1筆で現況はいずれも畑です。期間については、5年間です。借受人は実績があり、トラクター、ハンマーナイフ、マルチャー、自走式動噴、自走式移植機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番：8月14日に職員と現地調査しました。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号76号、77号及び79号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号76号、77号及び79号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号78号と80号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号78号及び80号を朗読）

（説明）当該地は岡田地区にある調整区域内の農地1筆で現況は畑です。期間については、5年間です。借受人は草刈機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番：8月14日に職員と現地調査しました。現在防草シートが引いてありブルーベリーを耕作されています。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号78号及び80号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号78号及び80号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第6、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号56号の1件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号57号から63号の7件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり7件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたの

	で、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、令和7年第8回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	1. 令和7年第8回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄 議事録署名人 五島 修一

本議事録は、令和7年9月25日、承認・署名を得て確定しました。